

## 安全・安心まちづくり推進地区の指定について

### 1 経緯

平成17年4月に文京区安全・安心まちづくり条例（平成16年12月文京区条例第33号。以下「条例」という。）を施行し、より地域の特性に合わせた支援を進めていくため、条例第17条の規定により、特定の施策を推進する地区を指定してきた。

この度、防犯対策を推進する地区の新たな地域指定について、文京区安全・安心まちづくり条例施行規則（平成17年3月文京区規則第45号）第4条の規定による申請があったので、安全・安心まちづくり協議会に諮るものである。

### 2 指定申請のあった地区と内容

#### (1) 地区名

音一文化会地区（防犯対策を推進する地区）

#### (2) 団体名及び代表者

音一文化会 会長 星野 高之 氏

#### (3) 申請内容

別紙申請書参照

#### (4) 地区の範囲

音羽二丁目5番、10番～11番

### 3 地区指定の手続（予定を含む。）

令和6年2月13日 推進地区指定の申請

令和6年3月27日 第49回安全・安心まちづくり協議会開催

令和6年4月17日から令和6年5月16日まで該当地域の区民意見聴取

令和6年6月 推進地区指定の決定

(注) 防犯対策を推進する地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全・安心まちづくりに係る特定の施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。

令和6年1月30日

文京区長 殿



団体名 音一文化会  
代表者 氏名 会長 星野 高之  
住所 文京区音羽  
連絡先

文京区安全・安心まちづくり推進地区指定申請書

文京区安全・安心まちづくり条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり、安全・安心まちづくりを実践している地域を文京区安全・安心まちづくり推進地区として指定するよう申請します。

記

1 申請理由

音一文化会の存する地域は、東京メトロ有楽町線護国寺駅付近に位置し、東西に不忍通り、南北に音羽通りが走るとともに、北側に護国寺が面したエリアです。

同地域は、音羽通り沿いにマンション、商店、企業が建ち並ぶとともに、周辺に幼稚園、小学校、中学校、高校などの教育施設、保育施設、高齢者福祉施設が立地し、幅広い年齢層の方が多く居住・往来しています。

このような状況を踏まえ、安全な生活環境を確保し、より一層、安心して暮らせる地域とするため、安全・安心まちづくり推進地区の指定を申請することとしました。

2 申請内容 (指定希望範囲も明記する。地図等も添付する。)

音一文化会では、これまでの間、大塚警察署の協力のもと、地域の防犯に関する情報共有や防犯意識の向上を図ってきましたが、今後、防犯カメラを設置するなど、より一層、地域の安全を確保すべく、「防犯対策を推進する地区」の指定を申請します。なお、指定希望区域については、別紙地図のとおりです。

3 安全・安心まちづくり推進地区の指定を希望する地域の名称

音一文化会地区

4 指定を希望する期間

指定後3年間

5 安全・安心まちづくりを推進するための地域活動の状況(詳細に記載)

(1) これまでの地域活動(実績)

- ① 警察・消防から提供される啓発資料等を町会掲示板に掲示するなど、住民に対する周知活動を積極的に行っています。
- ② 警察・消防等で開催される各種啓発集会に、町会員が積極的な参加を行っています。
- ③ 町会役員会において、大塚警察署署員による防犯に関する講習を開催しています。
- ④ 音羽地区で地域活動を行う任意団体である音羽青年会と協力した夜警を定期的に実施しています。

(2) 今後の活動内容(予定又は今後の希望)

- ① 上記の地域活動を継続し、住民の防犯意識の維持向上を図ります。
- ② 犯罪の抑止効果を期待し、地域内に防犯カメラの設置を検討します。



## 音一文化会推進地区意見書（大塚署）

音一文化会は、かつて江戸時代には音羽町壹丁目（おとわまちいっちょうめ）と称された地域に所在し、音羽通り沿いに所在する九つ町会の中で最も北側の護国寺に一番近い場所に位置しています。

不忍通りと音羽通りが交差する護国寺前交差点周辺の地域であることから、当署管内の中でも昼夜を問わず、交通量が非常に多い地域です。

また、東京メトロ有楽町線護国寺駅の一部の出入口も所在することから、平日の通勤・通学の時間帯や下校・退勤時の時間帯には、同駅を利用する近くの高校や大学、勤務先に通う人々で人通りも非常に多くなります。

この地域に特化した犯罪や交通事故等の発生はないものの、当署管内で入電する110番通報は増加傾向にあり、その内容も多岐にわたっており、事案処理に向けた防犯カメラの調査活動も増えています。

また、特殊詐欺に関しては、昨年と同様の水準で被害が発生しており、認知する予兆電話（いわゆる「アポ電」）の中には、「受け子」と呼ばれる犯人が被害者宅にキャッシュカードを受け取りに行く手交型のアポ電の入電も多数あり、日頃から詐欺グループの犯人は当署管内を徘徊している蓋然性が高く、犯人を検挙した場合には防犯カメラによる捜査には必要不可欠となります。

以上の防犯カメラの必要性のほか、設置による犯罪抑止効果も見込めることから、音一文化会の推進地区の指定について、大塚署からもよろしく願いいたします。